

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (追加特記仕様書のとおり)	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 (追加特記仕様書のとおり) 施工時期及び施工時間 (追加特記仕様書のとおり)
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (追加特記仕様書のとおり)	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (追加特記仕様書のとおり)
用 地 関 係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
公 害 対 策 関 係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 調査項目	<input type="checkbox"/> 施工時期 ( ) <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 )
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (追加特記仕様書のとおり)	<input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (追加特記仕様書のとおり)
安 全 対 策 関 係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数 ( 人 ) (うち交通誘導警備員A ( 人 ) ) (注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保 (自主施工の原則)	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・近接施設 ( <input type="checkbox"/> 擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( )
<input checked="" type="checkbox"/> 事故連報の提出	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )	
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (安全監視船 )	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (追加特記仕様書のとおり)	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ）回 <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり
	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） <input type="checkbox"/> 運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離（L＝ km） <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：間伐材製工用バリケード・看板・標示板） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生産品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容（積上）（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和4年7月）） 三重県を四日市港管理組合と読み替える。 ※ただし、1-1-1-43 6.技術者の専任・兼任での1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、四日市港管理組合と県発注工事（応急工事等に係るものを除く）において2件以下とする。 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成26年4月1日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有における実施要領令和3年11月を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> （港湾）「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （港湾）「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書 [令和2年8月改定版]」を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札公告」を参照） <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工）」）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	<input type="checkbox"/> 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input checked="" type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
電 子 納 品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル（平成28年12月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。
地質調査の電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） （注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係下請企業次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業使用 地元企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業の使用、地元企業の優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、四日市市、菟野町、朝日町、川越町、桑名市、いなべ市、鈴鹿市、東員町に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用をよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の利用推進	<input checked="" type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり	<input checked="" type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： <input checked="" type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> 柵工 <input type="checkbox"/> 筋工 <input type="checkbox"/> 型枠工 <input type="checkbox"/> 視線誘導標 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 案内標識 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防錆・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防錆・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から発注者にその事実を報告すること。 また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注者に躊躇なく相談すること。
工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制合帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
特例監理技術者の配置	<input checked="" type="checkbox"/> 特例監理技術者の配置	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は追加特記仕様書〔特例監理技術者の配置〕に示す要件を全て満たさなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 追加特記仕様書

## 特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（１）～（１２）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
  - （１） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - （２） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - （３） 監理技術者補佐は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - （４） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
  - （５） 低入札工事でないこと。
  - （６） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
  - （７） 特例監理技術者が兼務する工事は、四日市市・川越町内の工事であること。
  - （８） 公共工事であること。四日市港管理組合発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
  - （９） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
  - （１０） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - （１１） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
  - （１２） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（９）～（１２）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

# 追加特記仕様書

## 1. 工事目的

本工事は、四日市港霞ヶ浦地区北ふ頭において、直轄（四日市港湾事務所）が施行する 81 号耐震強化岸壁背後のふ頭用地整備を目的とした、護岸築造部における被覆石を施工するものである。

## 2. 施工場所

四日市市 霞二丁目 地先

## 3. 工事用基準

基準面：四日市港四管検潮所 YP-0.12m(ODL)

## 4. 工程

- 1) 汚濁防止膜設置工及び汚濁防止膜設置範囲内の被覆石工について、原則令和 5 年 4 月 30 日までに現場施工を完了すること。なお、履行が困難な場合は監督員と協議を行うこと。
- 2) 被覆石工について、原則令和 5 年 8 月 31 日までに現場施工を完了すること。なお、履行が困難な場合は監督員と協議を行うこと。

## 5. 他工事との調整

- 1) 近接する他工事（岸壁工事、護岸工事、防波堤工事等）との調整を十分に行い、工事進捗に支障をきたさないようにすること。
- 2) 他工事により本工事区域に排砂管を設置し土砂投入を行う可能性があるため、施工順序や排砂管設置位置等の調整を行うこと。

## 6. 関係者調整

- 1) 航行船舶の安全上、関係機関と密に連絡を取り、事故の無いよう十分注意すること。
- 2) 周辺関係者への周知・協議を行い、事故や苦情の無いよう注意すること。

## 7. 捨石均し

- 1) 他工事において施工された捨石が沈下し、設計図書と差異が生じている可能性があるため、被覆石を投入する前に捨石均しを行うこと。捨石の沈下状況により、本工事において捨石の追加投入または撤去を行う可能性がある。
- 2) 捨石均しは沈下の動向を注視して行うこと。

## 8. 被覆石

- 1) 被覆石の投入開始時期及び開始位置については監督員の指示に従うこと。
- 2) 被覆石の投入は、他工事において施工された捨石の沈下の動向を注視して行うこと。
- 3) 他工事において設置された沈下板を使用し、沈下観測を行うこと。

## 9. 汚濁防止膜

- 1) 汚濁防止膜用のアンカー製作ヤードは監督員の指示に従うこと。

## 10. 安全対策

- 1) 安全監視船について、施工箇所には1隻、瀬取箇所には1隻の合計2隻を配置する。他工事（四日市港管理組合発注）との調整において、安全監視船の日数を変更することがある。なお、安全監視船の日数については、実績変更しない。詳細については、監督員と協議を行うこと。
- 2) 安全監視船は海上作業を対象に配置すること。
- 3) 四日市港内航行安全対策委員会の安全対策指示に従うこと。
- 4) 施工にあたっては近隣施設や第三者に対して損傷を与えないよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。

## 11. 水質汚濁対策

- 1) 濁度の計測について、1ヵ月に2回の計測となるよう、他工事（四日市港管理組合発注）と調整を行い、水質の監視を行うこと。計測位置については監督員の指示に従うこと。
- 2) 濁度の計測を実施した結果、工事の影響による水質の基準超過が疑われる場合は、その原因の調査に協力すること。
- 3) 調査の結果、原因が当該工事によるものと判明した場合は、汚濁防止措置を実施すること。

## 12. 現場事務所等

- 1) 四日市港管理組合の所管する港湾施設用地に現場事務所等を設置しないこと。なお、休憩所、資材置場、作業員駐車場などの設備については、合理的な場所であれば、四日市港管理組合の許可を得たうえで、設置することができる。